

公 告

関税法第37条第1項及び第5項の規定に基づき、大分港大在地区指定保税地域の追加指定を行ったので、同条第4項の規定に基づき公告する。

令和8年1月26日

門司税関長 弓削 州司

1 追加指定を行った土地

名 称 大分港大在地区指定保税地域（大分港大在－10m岸壁①、大分港大在－12m岸壁及び荷捌き地（大在公共ふ頭16-G、17-F岸壁荷捌き地））

所 在 地 大分県大分市大字大在1番及び3番1

所 有 者 国土交通省（大分県大分市大字大在1番）
大分県（大分県大分市大字大在3番1）

管 理 者 大分県

面 積 32,827.64平方メートル

区 域 大分県大分市大字大在1番及び3番1のうち、大分港大在公共埠頭最北西端（北緯33度15分10秒、東経131度44分30秒）の地点を起点（A1）とし、同地点から89度59分20秒の方向へ引いた線上72.393メートルの地点（A2）、同地点から156度36分02秒の方向へ引いた線上4.081メートルの地点（A3）、同地点から156度36分29秒の方向へ引いた線上112.251メートルの地点（A4）、同地点から66度02分23秒の方向へ引いた線上28.330メートルの地点（A5）、同地点から111度04分50秒の方向へ引いた線上7.262メートルの地点（A6）、同地点から156度01分09秒の方向へ引いた線上120.081メートルの地点（A7）、同地点から204度09分49秒の方向へ引いた線上7.577メートルの地点（A8）、同地点から245度49分03秒の方向へ引いた線上12.264メートルの地点（A9）、同地点から155度49分49秒の方向へ引いた線上24.804メートルの地点（A10）、同地点から65度59分07秒の方向へ引いた線上12.482メートルの地点（A11）、同地点から155度59分06秒の方向へ引いた線上99.973メートルの地点（A12）、同地点から245度45分39秒の方向へ引いた線上24.871メートルの地点（A13）、同地点から155度56分04秒の方向へ引いた線上0.225メートルの地点（A14）、

同地点から 245 度 54 分 51 秒の方向へ引いた線上 64.029 メートルの地点 (A15)、同地点から 158 度 18 分 16 秒の方向へ引いた線上 38.590 メートルの地点 (A16)、同地点から 246 度 17 分 32 秒の方向へ引いた線上 2.467 メートルの地点 (A17)、同地点から 335 度 58 分 23 秒の方向へ引いた線上 199.590 メートルの地点 (G15)、同地点と起点 (A1) を直線で結んだ線により囲まれた区域 32,827.64 平方メートル

2 追加指定を行った建設物

名 称 大分港大在地区指定保税地域（大在外貨上屋）
所 在 地 大分県大分市大字大在 3 番 1
構 造 鉄骨造平屋建て
面 積 2,470.00 平方メートル
所 有 者 大分県
管 理 者 大分県

3 追加指定の日

令和 8 年 2 月 1 日